

家庭的保育事業の認可及び利用定員の設定について

1. 認可

(1) 条例等で定める認可の基準

認可の申請があったときは、条例で定める設備及び運営に関する基準に適合するかについて審査するほか、各法律等に掲げる基準によって審査を行う。

家庭的保育事業については、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」(別紙1)及び、児童福祉法(法第34条の15第3項)等によって審査を行う。

(2) 意見聴取

認可にあたっては、児童福祉審議会において(児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項)、意見を聴かなければならない、と定められている。

2. 利用定員の設定

(1) 確認における利用定員の設定

子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市長が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすることとしている。

給付の対象となることを確認するにあたっては、神戸市子ども・子育て支援事業計画に照らし、認可定員の範囲内で認定区分ごとの利用定員を定めることとなっている。

(2) 利用定員の設定区分

地域型保育事業を行う者の申請により、3号(満1歳未満と満1歳以上に区分)認定の区分ごとに利用定員を定めて、市長が確認を行うこととされている。

(3) 意見聴取

特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときには、あらかじめ、審議会において、その意見を聴かなければならない、と定められている。(子ども・子育て支援法第43条第3項)

(4) 家庭的保育事業の利用定員 5人以下